

三重大学三翠同窓会会則

(会の名称)

第1条 本会は三重大学三翠同窓会と称し、三翠農学会、三翠志登茂会、三重林学会、三翠化学会、勢水会、三翠農機、資源循環学会、共生環境学会、生物圏生命科学会及び大道会等で構成する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と、母校並びに会員の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的遂行のため次の事業を行う。

1. 会報及び会員名簿の発行
2. その他必要と認めた事項

(本部)

第4条 本会は本部を三重大学生物資源学部に置き、必要に応じて地域別に支部を置くことができる。

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員

三重大学農学部、水産学部、生物資源学部及び同大学院、三重大学農学部農学専攻科、三重県立大学水産学部、三重高等農林学校、三重農林専門学校、農村工業実科、農業別科、三重水産専門学校、第二拓殖訓練所の卒業生並びに修了生。

2. 準会員

三重大学生物資源学部、同大学院及び農業別科に在籍する正会員以外の学生。

3. 特別会員

三重大学農学部、水産学部、生物資源学部、三重県立大学水産学部、三重高等農林学校、三重農林専門学校、三重水産専門学校の現、旧教職員で本会の趣旨に賛同の者。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事若干名、評議員若干名、監事2名、幹事若干名。

(役員選出)

- 第7条 会長及び副会長は理事の互選とし、理事及び評議員は各構成同窓会等で選出し、総会で承認する。この他に学内同窓生代表、庶務担当、経理担当の各理事、監事及び幹事は会長が委嘱する。
- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
理事は会務を審議する。
評議員は本会運営の重要事項を審議し、会務の一部を分担する。
監事は会計を監査する。
幹事は会務を分掌する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

- 第11条 本会に次の会議を置く。
1. 総会 2. 理事会 3. 評議員会
- 第12条 会議は必要に応じて開催し、会長が招集する。
- 第13条 会議の議長は出席会員の互選により、議事は出席者の過半数で決する。

(経費)

- 第14条 本会の経費は入会金・終身会費及びその他をもって充てる。

- 附則 1. 会員は住所その他に移動が生じたときは、その都度本会に通知するものとする。
2. この会則は平成3年11月16日から実施する。
- 附則 1. この会則は平成8年8月3日から実施する。
ただし、第5条第2項準会員の適用は平成9年度入学者からとする。
- 附則 1. この会則は平成14年9月21日から実施する。
ただし、改正後の第1条は平成15年3月25日から適用する。
- 附則 1. 本会則第4条の本部に事務局を置く。
2. 事務局内に事務局長を置き、事務局長は会計その他の事務を処理する。
3. この会則は平成20年4月22日から実施する。
- 附則 1. この会則は平成21年4月1日から実施する。